

札幌市都市公園指定管理者業務仕様書（その２）

西岡公園等

1 目的

札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 2 項の 1 及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱第 8 第 2 項の 1 規定のとおり、業務の具体的内容等、管理業務の詳細を定める。

2 内容

次ページ以降、指定管理者が提出した管理業務の計画書（以下、「計画書」という。）を以って、札幌市都市公園指定管理者業務仕様書（その 2）（以下、「仕様書（その 2）」という。）とする。

3 留意事項

- (1) 計画書本文における「～します。」及び「～に努めます。」等、計画としての内容については、「～する。」及び「～に努める。」等と読み替えるものとする。
- (2) 業務仕様書（その 2）に記載のあるもので、「札幌市都市公園指定管理者業務仕様書」及び「各都市公園維持管理業務特記仕様書」の内容と異なる業務を行う場合は、軽微なものを除き事前に札幌市と協議の上実施すること。
- (3) なお、計画書において、実施不可能な提案及びその他仕様書（その 2）として、不相当と思われる記載内容は削除している。

様式3

管理業務の計画書

第3公募 西岡公園・西岡中央公園



公益財団法人札幌市公園緑化協会

目 次

1 総括的事項に関する取組	1
(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標	1
1) 基本方針	1
2) 事業目標	5
(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組	7
1) 平等利用確保の方針	7
2) 平等利用確保の取組項目	7
(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方	10
1) 取組についての基本的な考え方	10
2) 当協会におけるこれまでの取組・成果	12
3) 当公園におけるこれまでの取組	14
4) 生物多様性の保全に関わる取組	14
5) 当公園における今後の取組	14
2 統括管理業務の実施内容	16
(1) 管理運営組織の確立	16
1) 責任者の配置及び組織の整備	16
2) 従事者の確保、配置計画	24
3) 人材育成・研修計画	29
4) 労働関係法令の遵守及び雇用環境の維持向上	32
(2) 管理水準の維持向上に向けた取組	36
1) 情報共有の組織的な取組	36
2) 業務の見直し等の組織的な取組	37
3) 管理における情報共有と業務の改善	39
(3) 第三者に対する委託の方針	42
1) 具体的な再委託業務	42
2) 再委託の適正確保のための具体的方策	42
(4) 市民との協働、地域等との連携による取組	44
1) 市民協働及び地域連携の基本的考え方	44
2) 市民協働及び地域連携の内容	44
3) 札幌市等との連絡調整の具体的方策	48
(5) 財務	50
1) 資金管理に関する基本的な考え方	50
2) 現金等取扱に関する基本的な考え方	50
3) 現金取扱規程	50
4) 現金等取扱に関する事故防止システム	51
5) 現金等取扱に関して、事故・不祥事が発生した場合	51
(6) 苦情対応	52
1) 苦情等対応の基本的な考え方	52
2) 苦情等対応の具体的な手順	52
3) 苦情等の対応システム・フロー	54
(7) 記録・モニタリング・報告・評価	55
1) 記録・モニタリングに関する基本的な考え方	55
2) セルフモニタリングの具体的な実施方法	56
3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容	58
(1) 維持管理業務計画	58
1) 総括的事項	58
2) 施設・設備の維持管理	60
3) 植物の育成管理	70
4) 5ヶ年の維持管理作業の計画	74
5) 生態系への配慮	78
(2) 仕様書等との差異	80

1) 維持管理基準表との内容・数量比較	80
(3) 防災業務計画	81
1) 防災業務の実施方針及び役割分担	81
2) 防災訓練計画の予定	83
3) 事故等への対応方法	83
4) 消防法への対応内容	88
4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容	89
(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画	89
1) 取組の基本的考え方	89
2) 具体的な取組の実施計画	89
(2) マナー啓発に関する業務と実施計画	96
1) 取組の基本的な方針	96
2) 具体的な取組の実施計画	96
5 利用者サービス等に関する取組	100
(1) 利用者サービスの基本的な方針	100
1) 有料公園施設利用促進の基本方針	101
2) 業務計画の実施要領	101
3) 年度別実施計画	102
(2) 自主事業への取組	102
1) 取組の基本的な考え方	102
2) 取組の具体的内容	104
(3) 当公園の魅力等の把握及び向上	106
1) 西岡公園の特性と魅力について	106
2) 特性を生かし、魅力を高める取組の具体的内容	107
6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について	108
(1) 既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保	108
7 類似業務の実績について	110
(1) 西岡公園及び西岡中央公園における維持・管理業務等の実績	110
(2) 都市公園等の指定管理業務の実績	110
(3) 他の公園・施設等における維持管理業務、その他緑化関連事業の実績	111
(4) 当協会の業務における成果の代表事例	111
8 札幌市内の企業等の活用について	116
(1) 活用についての考え方	116
1) 札幌市内の企業・団体を活用する理由	116
2) 札幌市内の企業・団体の中での優先事項	116
(2) 活用に向けた具体的な取組	116
9 その他（都市公園の管理運営に関する提案事項）	117
(1) 適正な業務執行について	117
1) 個人情報適正な取扱いについて	117
2) 円滑な引継ぎ対応について	117

1 総括的事項に関する取組

(1) 管理運営業務の基本方針、事業目標

都市公園の管理運営に関して、施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針、事業目標を記して下さい。

1 総括的事項に関する取組

(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標

1) 基本方針

西岡公園の特徴

西岡公園は、明治42年に軍用の利水のため月寒川を堰き止めて造られた西岡水源池（以下、「水源池」といいます。）と、その上流域の湿原、森林からなる札幌市唯一の風致公園です。水源池が完成して100年以上が経過する現在、トンボや野鳥などの有数の生息地として、自然観察やみどりを楽しむ多くの市民に親しまれています。

《歴史》

明治の開拓によって一帯は「焼山」と呼ばれるほどに森林が切り開かれましたが、その後、旧陸軍歩兵第25連隊により、兵員の水確保のために月寒川を堰き止めて水源池が造られ、水資源の保護のため森林が再生されました。

太平洋戦争時には燃料等の確保のため再び森林が切り開かれましたが、戦後は米軍や自衛隊の演習地となりました。また水源池は、昭和46年まで市民の水道資源として利用されました。その後、昭和52年から総合公園としての整備が始まり、昭和55年に完成しました。

平成13年8月28日に、水源池築堤付近にある取水塔が文化庁により有形文化財として登録され、平成21年3月には自然環境に親しむことを目的とする公園として、特殊公園（風致公園）に種別変更されました。

《自然》

西岡公園は月寒丘陵の西端部と札幌市南部から支笏湖へ続く広い森林地帯の一角に位置します。園内の樹林地は明治の開拓期と戦時中の二度、人の手が加えられているため若い樹木が多いなか、水源池のほとりには数百年の樹齢を重ねたミズナラがたたずみます。また、長い間演習地として人の入り込みが制限されていたため、林床や湿原には多くの貴重な植物が見られ、公園の大部分は北海道の西岡環境緑地保護地区に指定されています。水源池の周囲は、湖岸まで樹木に覆われ、上流域にはヨシの茂る湿原が形成されるなど、多様な環境はさまざまな動植物の分布・生息地となっています。



登録有形文化財「旧西岡水源池取水塔」

なかでもトンボは、西岡ヤンマ団や北海道トンボ研究会の調査により 53 種類が確認されており、ひとつの湖沼での確認種類数としては道内で最も多いことで知られています。また、野鳥は約 140 種、植物も管理事務所の調査などにより 573 種類が確認されています。

水源池には、エゾウグイ、トミヨ属淡水型、クロダハゼ類、ヌマチチブなどが生息しています。また、上流に広がる湿地には、絶滅危惧種のエゾホトケドジョウやヤチウグイが生息する沼が点在しています。下流の月寒川には、フクドジョウ、ドジョウ、ウキゴリなどが生息しています。

水源池の上流側と下流側では、水温が異なるため時期をずらして、長い期間ハイケボタルの成虫が見られ、水源池の堰から下流 100mほどの間では、ハイケボタルの幼虫が上陸しているところを観察できます。平成元年には、このような貴重な環境を有する水源池が、ハイケボタルの生息地として環境庁（現：環境省）の「ふるさといきもの里 100 選」に選定されました。このように多くの動植物が見られる環境は、保護地区の指定やボランティア活動によって守られています。



西岡公園で見られる水生生物



西岡公園で見られるハイケボタル

《公園の利用》

池と湿原を周回できる西岡公園は、札幌では他に類を見ない公園で、自然観察やハイキング等、多くの市民に利用されるほか、子ども達が主体的に生物の分布調査を行うトンボ調査隊「西岡ヤンマ団」、水辺の生き物調査隊「西岡さかな組」が活動し、周辺教育施設の環境学習の場としても利用されています。

また、日本野鳥の会札幌支部、北海道トンボ研究会、地域の有志による自然保護団体や専門家、行政が集まり、公園管理事務所が事務局となって、公園のより良い利活用をテーマにした意見交換会を定期的を開催しています。



西岡公園を散策する様子

《管理事務所》

平成 27 年に更新された西岡公園管理事務所には、事務所としての機能のほかに、公園の自然や歴史を紹介する展示室と講義室が設けられています。展示室にはボランティアによる自然素材を用いた手作りの作品が展示され、自然素材の再利用方法やボランティア活動の PR をしています。このほか、公園内から出土した縄文時代の土器や石器の展示、写真を活用した歴史紹介、多くのトンボの標本や西岡ヤンマ団・西岡さかな組の活動紹介、魚類や外来種のカメの生体展示などを行っています。

講義室は、市民団体や公園が行う行事等で利用する一方、休憩スペースとしても開放し、書籍や野鳥の写真の展示を行い、散策後の休憩や、自然学習の場として活用されています。さらに、園内の植生変化を見守る目として、西岡公園の植物の調査や標本製作を行うボランティア団体「西岡公園植物の会」のほか、園内の樹名板を作製するボランティア団体「森の工作」など、6団体のボランティア活動拠点として利用されています。

西岡中央公園の特徴

西岡中央公園は、丘陵地の斜面に位置する面積 4.7ha の地区公園です。公園全体の半分以上が自然林で形成され、美しいシラカバ林のほか、ミズナラ、コナラ、シナノキ、ホオノキなどが自生し、林床にはクマザサが見られます。この自然林を通る散策路は、近隣住民の散歩コースとなっており、野鳥も多く生息する環境であることから野鳥観察の場としても利用されています。

また、公園の東側には運動施設が整備されています。市民協働で管理する施設2つのうち、1つは、主に少年野球で利用される多目的広場、もう1つは、愛好家が集うパークゴルフ場があります。また、有料施設のテニスコートも多世代から人気があり、幅広い年齢層のニーズに応え、公園の利用促進を担っています。

これら公園の特徴から分かるように、西岡中央公園は多くの近隣住民の方々に利用されるなかで、利用者の憩いの場となり、健康の増進に大きく寄与しています。

西岡公園・西岡中央公園 管理運営の基本方針

公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下、「当協会」といいます。）では、西岡公園及び西岡中央公園（以下、「当公園」といいます。）の特徴を最大限に生かして、魅力ある公園として多くの市民にご利用いただくため、当協会の《理念》と運営方針に掲げる《公益性「5つのK」》を基とした5つの方針と、西岡公園を『水と緑に恵まれた多様な生物の生育・生息地』『環境学習の活動拠点』、また西岡中央公園を『多様な利用・年齢層が集う地域の公園』と位置づけて取り組むための3つの方針とを合わせて、次ページ以降のとおり基本方針として掲げます。



公益財団法人札幌市公園緑化協会の理念と運営方針

《理念》

私たちは、札幌市民との相互信頼のもと、みどりを通じた心豊かなまちづくりの実現と、みどり豊かな札幌の次代への継承に貢献します。

《運営方針》

上記理念の達成のため、次の5つの方針を柱とし、指定管理者として公園の価値を高めることに日々努め、市民の満足度向上につなげます。

公益性「5つのK」発揮による公園の価値の向上

公平

公園・施設でのサービスの提供においては、平等・公平を最優先して、単なるサービスに留まらず、誰に対しても思いやりと感謝にあふれた真のホスピタリティを目指します。

公開

社会情勢の変化や市民のニーズに対して迅速で的確な対応をとり、求められる情報を積極的に提供することにより、公正で透明性のある、開かれた公園・施設の運営に努めます。

効率

長年の公園・施設管理において培った実績・ノウハウを基に、長期的な視点と即応的な視点の両面から公園・施設の効率的・効果的な管理運営を行い、経費の削減と安定した質の高いサービスを実現します。

協働

ボランティア等の市民協働による公園・施設管理を推進するほか、ファン、リピーターを増やす取組により、公園・施設の多面的な価値を高めます。また、公園・施設を核として地域の人や資源のつながりを創り出すことで、地域の活性化に貢献します。

環境

環境マネジメントシステムの運用により、当協会が指定管理者として管理する全公園・施設において、環境負荷低減や生物多様性保全への取組みを維持・向上させ、市民の財産であるみどりを次代へ継承します。

5つのK

管理運営の基本方針

1. 平等・公平な利用の機会を確保し、公共の福祉増進の場としての利用効果を高めます。
2. 関係法令・条例等を遵守し、利用者や市民の声の反映とその発信に努め、開かれた管理運営による安全で安心、快適な利用環境を提供します。
3. 資源・施設の長寿命化を念頭に置き、効率的な管理運営による経費削減を図り、安定した質の高いサービスを提供します。
4. コミュニティ活動の拠点の一つと位置付け、市民や関係諸機関との連携を強化し、資源の積極的な活用を図り、集いの場としての魅力を高めます。
5. 都市における多様な環境圧の下、みどりの保全と環境負荷の低減を目指します。

西岡公園・西岡中央公園の管理運営における基本方針

1. 森林、水系、湿原を有し、多様性に富む西岡公園の自然環境の価値を高めます。公園の利用と自然の保全のバランスを保ちながら、西岡公園の自然を市民の貴重な財産として後世に継承していくことに重点を置いて管理運営を行います。
2. 西岡公園を環境学習の活動拠点とするために専門職員を配置し、市民と自然をつなぐ架け橋となり、西岡公園の魅力を多くの市民に伝え、市民の生涯学習や憩いの場所としての利用価値を高めます。
3. 地区公園として園内に豊かな林地を持つ西岡中央公園については、公園の特徴を生かし、自然観察、スポーツ利用、健康増進、憩いの場所として、市民が活動しやすい環境づくりを目指した管理運営を行います。

2) 事業目標

当公園の管理運営に当たっては、前述の特徴を踏まえ、当協会の基本方針を基に次の4つの事業目標を立て、その達成のために各種の事業に取り組みます。

事業目標1 生物多様性保全への寄与

- ① 緑と水が豊かで、多種多様な生物が生息する西岡公園において、専門スタッフ・ボランティアによる動植物の生息調査を行い、希少生物を含めた生物多様性の保全や環境教育等に役立てます。
- ② 生物多様性保全活動を行っている団体や教育機関との連携・支援に努めます。
- ③ 生物多様性に配慮した緑地の維持管理マニュアルを作成し、適切な管理に生かします。
- ④ 地域協働による生物多様性の保全活動やガイドツアーなどを開催し、地域の人と自然を長期的につなげるよう努めます。

事業目標2 自然と歴史の情報発信

- ① 自然にふれあいながら身近な生態系について学ぶイベントを実施します。
- ② 取水塔や水源池の歴史的背景を含めた公園の成り立ちを通じて、自然環境や文化財の魅力を発信します。
- ③ 展示室では、季節に応じた動植物の生体展示や外来生物についての分かりやすい解説をすることで、生物相の紹介と公園利用時のマナーを啓発し、自然環境の保全に努めます。
- ④ 西岡公園の公式ホームページを活用し、公園の自然情報をリアルタイムに提供していきます。

事業目標3 地域や市民、専門家、行政との連携による公園管理

- ① ボランティアコーディネーターを配置して、看板作りや植物調査、花壇管理など、公園管理に関わるボランティア活動の場を継続的に提供・サポートし、市民協働による公園管理を推進し、地域の活性化につなげます。
- ② 公園管理の重要課題については、公園の利活用や保全方法を検討する市民意見交換会（西岡自然パネル等）において、市民やボランティア、専門家、行政等と共に検討し、連携して対応していきます。
- ③ 強風時の風倒木や、水源池・月寒川の増水、ヒグマの出没など、園内及び周辺で想定される様々な危険への対応として、関係機関との連携体制により、利用者への迅速な周知と安全対策を実施します。
- ④ 西岡中央公園のパークゴルフ場や多目的広場については、維持管理に関わるボランティア団体とともに、利用者の要望を取り入れ、快く健康の増進を図れるように努めます。

事業目標4 効率的な維持管理による施設の長寿命化と環境負荷の低減

- ① 計画的な予防保全や事後保全を組み合わせ、施設・設備のライフサイクルコストを縮減するとともに、公園施設の長寿命化を図ります。
- ② 当協会の環境マネジメントシステムに基づき、豊かな自然を有する当公園において、環境負荷を低減する管理運営に努めます。
- ③ 多様な生物が生育・生息しているため、これらの保護を優先し、化学農薬は使用しません。
- ④ 園内で発生する植物残渣の堆肥化や剪定枝のチップ化など、植物リサイクルに積極的に取り組み、環境への負荷を低減します。

(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

都市公園における平等利用の確保の方針及び取組項目を記してください。

(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

すべての利用者に対して公平・公正なサービスを提供することは、公共施設である公園の管理運営において最も重要な基本事項であると当協会では考えます。

当協会では、当公園における平等な利用機会の確保について、次のとおり取り組みます。

1) 平等利用確保の方針

当協会は、公の施設の利用について規定した、地方自治法第 244 条第 2 項（正当な理由なく利用を拒んではならない）、及び第 3 項（利用に際して不当な差別的取扱いをしてはならない）を遵守し、年齢や障がい、性別、主義・主張、思想・信条、民族や言語、社会的地位の違い、その他不当な理由によって公園の平等利用が妨げられることのないよう、全スタッフに対する教育を徹底して、当公園の適切な管理運営を行います。

特に、配慮が必要な障がい者に対しては、障害者差別解消法の趣旨に則り、公園・施設において不当な差別的取扱いをすることのないよう、また、施設等の利用の際の要望・申し出に進んで対応し、真摯な姿勢で「困りごと」の解消に努めるなど、合理的配慮を行うことを通じて共生社会の実現に寄与します。

2) 平等利用確保の取組項目

スタッフへの教育指導の徹底

当協会では、当公園における平等利用の確保のため、接遇・サービス研修、バリアフリー講習をスタッフに受講させます。公園という公共の場において、「思いやりと感謝の気持ちで等しく利用者に接する」というスタッフの基本的な心構えを学び、様々な状況が想定される実際の対応について習得し、レベルアップを図ります。

また、特定の個人・団体に対する不当な利用拒否・利用制限や、逆に便宜を図る等の差別的取扱いなど、対応に注意を要する具体的事例をミーティング等において全スタッフに周知し、利用における平等を確実に確保するよう、教育指導の徹底を図ります。

違法・不正行為の排除

日常の管理において、犬のノーリード、落書き、放火、器物の損壊、植物の盗掘、不審者、花火や火気の使用、無許可の占用使用など、公園における様々な違法・不正行為に対して、それぞれの予防対策を検討して実施します。

上記行為の発生時には、迅速に状況を把握し、指導、通報・報告、事態の打開・復旧等を適切に行い、事後は再発防止に努めます。

その他の具体的取組

① 配慮が求められる方々に対する利用環境の整備

- a 管理事務所に配備している車いすについて、貸し出し時に不具合のないよう、適切な点検整備に努め、気軽にご利用いただけるよう、貸出情報を公式ホームページや園内掲示でお知らせします。

- b 子育て中の方々が快適に利用できるよう、管理事務所でミルク用のお湯を提供します。また、授乳室の利用案内に努めます。
- c 会話によるコミュニケーションが困難な状況に備えて、筆談、コミュニケーションボード等による利用案内に努めます。
- d 園内の案内表示等については、分かりやすいピクトグラムやユニバーサルデザイン、ユニバーサルカラーデザインの導入、バリアフリー情報を含むマップの提供などにより、誰もが利用しやすい公園環境の創出・維持に努めます。
- e 海外からの利用者の利便に配慮して、外国語の園内サインの充実に努めます。また、多言語版の公園リーフレットを提供します。
- f アンケート収集では幅広い年齢層を対象に、子どもの意見も積極的にくみ上げ、公園利用に反映させていきます。
- g スタッフのネームプレートはひらがなで大きく表記し、小さな子どもでも名前が確認できるようにします。

② 有料施設における平等利用の確保

- a 「札幌市公共施設予約情報システム」及び「有料施設の優先使用に係る取扱要領」の確実な理解により、公平かつ円滑な利用者対応に努めます。
- b 準備・後片付けの時間を含めて利用時間を守っていただくよう、利用者に周知を図ります。
- c 有料施設を適時巡回し、不正利用の排除に努めます。

③ 利用環境の継続的改善と適切な情報提供

- a 園路の不陸や段差などは、日常の巡回点検によりいち早く把握し、迅速に復旧・改善を行い、公園利用の安全と平等な利用環境の確保に努めます。
- b 故障や修繕により、施設等が利用できない場合は、復旧時期（時刻）や代替利用など必要な情報案内に努めます。
- c 公園利用届等の情報に基づいて管理作業のスケジュールを調整するとともに、利用者が過度に集中しないよう、利用日時の調整を図ります。
- d 公式ホームページを活用し、公園利用の基本情報のほか、四季折々の景観や樹木・草花の情報、園内で実施するイベント・プログラムの情報など、利用者のニーズに的確に答える情報を分かりやすく提供します。
- e インターネットを利用されない方に不公平感が生じないよう、従来の「広報さっぽろ」へのイベント情報掲載の代替となる、地デジ・アプリによるイベント情報発信や、札幌市が毎月発行する冊子「イベント情報はこちらでチェック 札幌市からのお知らせ」を活用するほか、マスメディアやフリーペーパー等への情報提供、園内掲示、ニュースレターなど、様々な媒体による情報提供に努めます。

④ イベントや自主事業等における平等利用の確保

- a 講習会等の参加受付においては、原則として先着順で受付を行いますが、事前に幅広く情報提供を行うなど、不公平とならないように対応します。

- b イベントなど、通常とは異なる公園利用の際には、一般の利用者に不都合や不利益が生じないよう、事前のイベント内容の計画・周知や当日の対応などを適切に実施します。

⑤ 利用者の声の適切な反映やマナー啓発等の取組

- a 公園・施設の利用に関する苦情や改善等の要望を受け付けて整理・検討し、利用環境の改善に役立てます。また、これら苦情や要望の申し立てによって差別や対応の差異が生じないよう、適切な対応に努めます。
- b 誰もが気持ち良く公園・施設を利用できるよう、利用者のマナー向上に取り組みます。具体的な取組内容は、本計画書「4（2）マナー啓発に関する業務と実施計画」（P.96）に記載しています。

(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

エネルギーの管理・合理化、温室効果ガス発生の管理・抑制、環境配慮に向けた取組についての基本的な考え方と、これまでの取組実績や具体的なノウハウなどアピールしたい内容等を記入してください。

(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方

環境の保全に係る配慮や取組が、世界のあらゆる場所、場面で求められている現在、札幌市では「第2次札幌市環境基本計画」を平成30年3月に策定しました。計画においては、札幌市が目指す将来像として『次世代の子ども達が笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPPORO」』を掲げ、オール札幌での取組が求められています。

その中で都市公園に期待されている役割としては、身近で豊かなみどりや水辺環境、生物多様性の保全のほか、環境について学び、活動する機会・場の提供など、様々なものがあります。

当協会では、自主的かつ確固とした制度・体制で環境活動に取り組むため、平成17年度に環境マネジメントシステム（以下、「EMS」と略します。）を構築して運用を開始し、平成18年3月にISO14001の認証を取得しました。

平成25年5月には北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）の認証（ステップ1）を取得し、ISO14001から切り替えて、自主性・効率性を重視した環境活動に継続して取り組んでいます。

当協会は、市民の財産である公園を管理する者として、市民の「環境に対する厳しい目」にこたえる管理をする責務があるとともに、市民には公園利用を通じて、環境について考え、学び、行動する機会を提供する必要があると考えます。

当公園の管理運営においても、当協会が運用するEMSに基づいて、環境への配慮に積極的に取り組みます。



1) 取組についての基本的な考え方

当公園及び周辺地域は緑豊かな環境を有することから、これら環境の保全・啓発は公園管理において重要であり、徹底した環境配慮の意識を持って管理に当たる必要があると考えます。

当協会では、環境に配慮した公園管理の実施において、次ページに示す「公益財団法人札幌市公園緑化協会環境方針」をその基本的な考えとしています。

公益財団法人札幌市公園緑化協会 環境方針

基本理念

「緑」に象徴される植物は、長い年月をかけて大気に酸素を供給し、また食物連鎖の基底で多様な生命の営みを支えてきました。私たち人間が生活を営む社会も、この「緑」を抜きには成り立ちません。

人間社会は、特に 20 世紀後半以降の科学技術の急速な進歩によって、物質的・機能的に大きく発展しました。その結果、私たちの生活は、一面においては非常に豊かになりました。

しかし、地球人口の増加や経済活動の拡大などによって、化石燃料や森林など、各種の地球資源は急速に消費が進み、その過程で発生する二酸化炭素や有害な廃棄物などの増加と相まって、地球温暖化、砂漠化、汚染・公害、森林の減少、生物種の個体減少・絶滅など、地球規模の環境破壊が急激な速度で進行しています。

私たちはいま、豊かな生活を無条件には享受できない状況に置かれています。このかけがえのない地球の環境を守り、次の世代にバトンタッチする責務を負っていることを、今こそ、この時代に生きる一人ひとりが自覚して行動する必要があります。

私たち公益財団法人札幌市公園緑化協会は、公園緑地の良好な管理運営と都市緑化の普及啓発を図り、市民に快適な生活環境を提供するための事業を推進します。同時に、私たちは市民とともに、かけがえのない地球の構成員として「緑」の創出・保全を図り、地球環境の改善に最大限努力します。

この取組みを適切に維持するための基本事項を定めたものとして、当協会では環境マネジメントシステムを構築し、運用します。

基本方針

「緑」を通じた快適な生活環境づくりと地球環境の保全に寄与するため、次の方針に基づき、日々の事業活動に取り組みます。

1 環境経営の推進

地球環境への影響低減・環境保全への取組みが、当協会の事業目的の達成にも資することを目指した「環境経営」を推進するため、環境マネジメントシステムを活用します。

2 環境マネジメントシステムの継続的改善

環境目的・目標を定め、その達成に向けて努力するとともに、定期的な見直しを行うことにより、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図っていきます。

3 環境意識の啓発

当協会の事業活動に関わる人々のほか、広く市民に対して地球環境の大切さを啓発し、環境保全に対する意識の向上、社会的合意の強化に貢献します。

4 環境の維持・改善

日常の事業活動においては特に、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減及びリサイクルの推進等により、環境負荷の低減や、生物多様性の保全に努めます。

5 環境に関する危機管理の徹底

突発的な事故や自然災害によって生じるおそれのある環境への悪影響について、予防措置を講じるとともに、被害を最小限に留めるための取組みに努め、環境汚染に対する危機管理を徹底します。

6 法律等の順守

地球環境保全に誠実に取り組む前提として、環境関連の法律・条例等を順守し、また当協会が同意する外部との環境に関わる取決め等についても、これを守ります。

この環境方針は、職員をはじめ当協会の事業活動に関わる全ての人に周知徹底するとともに、外部に公表します。

2017年7月1日

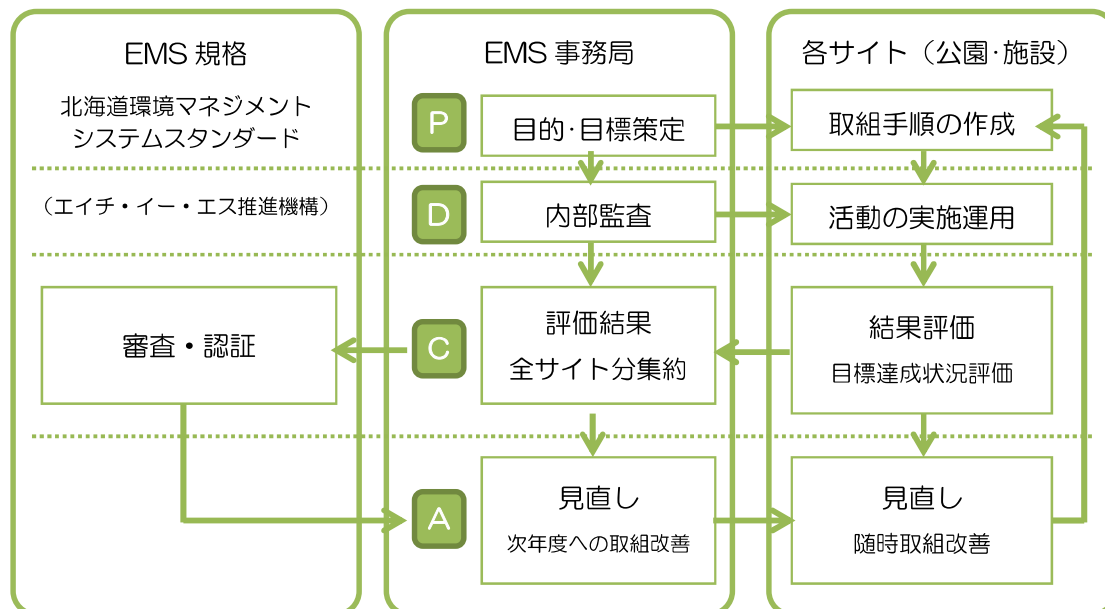
公益財団法人札幌市公園緑化協会

理事長 長澤 徹明

2) 当協会におけるこれまでの取組・成果

当協会では平成 17 年度から運用している EMS では毎年、環境目的・目標を設定し、全スタッフの教育・訓練を実施して環境活動に取り組んでいます。

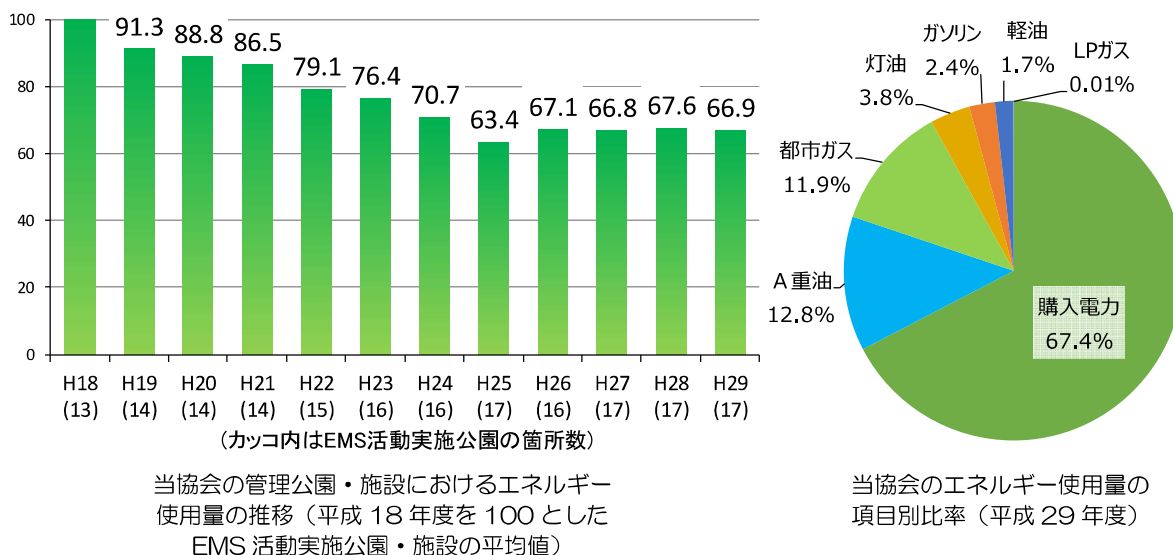
当協会EMSにおける環境目的・目標達成に向けた活動の流れ



これまで様々な目的・目標を設定して活動してきましたが、近年は、公園・施設の管理運営における市民協働の推進や、生物多様性保全等の視点で独自の目的・目標を設定して取り組むなど、当協会の事業内容に則した効果的な環境活動を目指しています。当協会の EMS における平成 18 年度から平成 30 年度までの目的・目標は次のとおりです。

実施年度	当協会 EMS の目的・目標
平成 18-19	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上、植物系廃棄物の再資源化 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成 20	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成 21-23	一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増、業務改善・新規事業等の提案 時間外勤務時間削減、食用廃油回収量増
平成 24	OA 用紙使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成 25-27	電気使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成 28-30	電気使用量削減、残業時間削減（電気使用量削減、ワーク・ライフ・バランス推進）、 特定外来生物の侵入軽減、食用廃油回収量増

EMS による環境活動の中でも特に、エネルギー使用量の削減については、温室効果ガス発生抑制や管理費用節減にも直結することから、最優先の課題として取り組んできました。これまで、電気・燃料などの項目別に、各公園で個別に効果的な手順を策定して取り組み、測定結果に基づき常に改善を進めてきた結果、主要公園で指定管理者制度が始まった平成 18 年度 との比較で、平成 29 年度には次のとおり 33.1% の削減を達成しています。



エネルギー使用量のうち、比率の最も高い電力については、電気使用量の抑制を継続して EMS の目的・目標に設定しており、細かな節電の積み重ねや LED 照明への転換の推進、公園・施設利用に支障とならない範囲での照明・機器類の運用の見直しなどにより、削減に努めています。

化石燃料については、基本的な節約の取組以外にも、環境への負荷が少ない BDF (バイオ・ディーゼル・フューエル) 混合燃料を使用し、川下公園リラックスマプラザのボイラー燃料には B10 重油 (BDF10%混用 A 重油)、百合が原公園のリリートレインの燃料として B5 軽油 (BDF5%混用軽油) を導入しています。

また、当協会が管理する主要公園・施設に使用済み食用油の回収ボックスを設置して、公園で使用している低環境負荷燃料の原料とすることで、市民がリサイクルの成果を実感し、環境保全意識を高めることにつなげています。

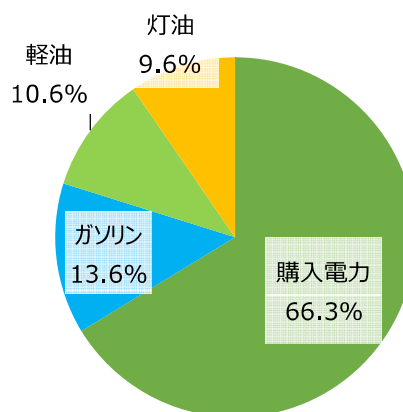
当協会は、EMS の認証を取得して環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所として、平成 20 年 8 月に「さっぽろエコメンバー」レベル 3 に、また、北海道が実施する北海道グリーン・ビズ認定制度において「優良な取組」部門ランク 3 に申請し、登録されています。



3) 当公園におけるこれまでの取組

当協会では、これまでの当公園の管理においても、当協会の EMS に基づき、積極的に環境活動に取り組んできました。

当公園のエネルギー使用量の内訳については、電気が 66.3%を占めることから、特に電気使用量の節減に力を入れて取り組んでいます。



4) 生物多様性の保全に関わる取組

西岡公園は、森林に囲まれた豊かな水辺と湿地の環境が特有の風景を創出し、多くの動植物を育てています。これらの環境を将来にわたって保全していくため、当協会では園内の動植物や自然環境について、ボランティアや子ども達などとの市民協働により、継続的に調査・モニタリングをしてきました。その成果を含め、市民に西岡公園でみられる生態系や外来種等の問題について、体験学習やガイドウォーク等の開催、公式ホームページ・展示等による情報発信に努めてきました。

また、西岡公園でみられる外来生物による生態系のかく乱に対して、市民への普及啓発のほか、その影響の低減に取り組んできました。特に、特定外来生物オオハンゴンソウについては、平成 23 年度から毎年、市民協働により駆除に取り組み、一定の成果が上がっています。

今後も、これらの市民協働を継続し、生物多様性保全に積極的に取り組んでいきます。

5) 当公園における今後の取組

平成 30 年度、当協会が EMS で取り組んでいる目的・目標は、次のとおりです。

当協会 EMS の環境目的・目標（平成 30 年度）
・電気使用量の削減
・ノー残業デーの超過勤務時間の削減
・特定外来生物の侵入軽減
・食用廃油の回収量増加（当公園以外の一部公園）

今後も、当協会の EMS に基づく取組を継続するほか、自然豊かな当公園の特性に合わせて、単なる環境配慮にとどまらず、環境学習と関連させるなどの手法をとりながら、市民協働による活動や、生物多様性保全の普及啓発につなげるなどの取り組みを進めます。

その他、環境配慮に関連する具体的な取組として、当公園では次に示した項目について、スタッフ全員で取り組みます。また、スタッフから環境配慮のアイデア、工夫等の提案を募り、積極的に取り入れて改善に努めます。

① 物品やサービスの購入時の取組

項目	具体的取組
グリーン購入	事務用品はグリーン購入法適合品を選択
長寿命の見込める商品の選択	長期的視点での機種選択 (耐久性、メンテナンスや部品交換の容易さ)
地域の産品や企業の積極的選択	地域振興への貢献、及びマイレージ(輸送に係る環境コスト)を小さくする考え方での選択

② 物品やサービスの使用時の取組

項目	具体的取組
電力使用量の削減	エコスタイル(服装と温度設定)の実施 (夏季クールビズ) 屋内照明の積極的な消灯(不要箇所、外光利用) 就業時刻前、昼休みの消灯(管理スペース) OA機器類の適切な節電設定 週1日ノー残業デーを設ける 照明器具の定期的清掃、LED照明への転換 省エネ型自販機の選択導入 積雪期等の不要な園路灯の消灯
水の使用量の削減	手洗い蛇口、トイレ等の吐出量の調整
OA用紙使用量の削減	両面コピーの徹底、裏面利用(メモ用紙等) 電子データ化・電子決裁の推進
化石燃料使用量の削減 (暖房、作業機械)	エコスタイルの実施(冬季ウォームビズ) ウォームシェアの推進 暖房器具の適正な運転、点検整備 作業機械の定期点検整備、作業時の出力調整
自動車燃料使用量の削減	環境性能に優れた車種の導入 アイドリングストップの励行 急発進、急加速、空ぶかしをしない タイヤ空気圧の点検・調整 経済速度の遵守 不要な荷物を積載したままにしない 自転車、公共交通機関の利用

③ 廃棄物に関する取組

項目	具体的取組
ごみ排出量の削減	一般ごみと資源化ごみの分別徹底 自販機業者によるびん・缶・ペットボトル回収 利用者へのごみ持ち帰り協力の周知 ごみ発生量の少ない商品の選択 (簡易包装、繰り返し使用、詰替え等)
植物系廃棄物の再資源化、有効活用	管理等で発生した植物系廃棄物(剪定枝、間伐材)を チップ、堆肥等に再資源化 剪定枝、つる、木の実等を工作等の素材に利用

④ 生物多様性保全に関わる取組

項目	具体的取組
在来種の保全	在来種の生息・分布状況調査、保全対策 外来種の調査・駆除
生物多様性保全に関する教育普及	地域の自然、植生、生物等についての教育普及 外来種等の問題に対する普及啓発 湿原の乾燥化問題に対する実験・調査